

長生高校同窓会ホームページ管理運用規定

千葉県立長生高等学校同窓会(以下、同窓会という。)は、同窓会ホームページ(以下、ホームページという。)の管理運用内容と責務を明確にし、情報の適切な提供と活用を行うために、ホームページ管理運用規定(以下、本規定という。)を、次のとおり定める。

第1条 ホームページの目的

1. 同窓会と同窓会員の積極的な情報交流を図るために必要な情報提供を行うこと。
2. 同窓会活動情報を積極的に掲載し、会員相互の交流を深め同窓会活動の発展に寄与すること。

第2条 管理運用の主体

同窓会報編集委員会(以下、会報委員会という。)がホームページの管理運用を担当し、必要に応じ同窓会常任幹事会への諮問、報告を行う。会報委員会はホームページの内容を定期的にチェックし、その内容が適正かつ時宜を得たものとなるように管理運用する。なお、管理運用の実務(IT作業)を行う業者(以下、業者という)は別途同窓会事務局で選定する。

会報委員会は、ホームページ管理者(以下、管理者という。)1名を会報委員会委員の中から任命する。管理者は、同窓会内外からのホームページへの意見、要望を受けるとともに、ホームページへの情報の登録、編集、削除作業を業者に指示する。

第3条 掲載情報への配慮事項

1. 個人情報の保護

インターネットに情報を掲載する際には個人情報保護に配慮すること。

特に、個人を特定できる本籍、住所、電話番号、生年月日、性別、家族構成、思想、信条などは掲載しない。ただし、個人の了解を得た場合にはこの限りでない。

2. 著作権への配慮

文章や写真、音楽、ソフトウェアなどの著作物を掲載する場合には、著作権者の許諾を得なければならない。なお、これを複製、転載、改変する場合も同様な取り扱いとする。特に次の事項の場合には著作権侵害に当たるので、取り扱いについて特に注意し、慎重な取り扱いを行う。

- (1) 他人ホームページや電子掲示板に掲載されている文章や写真等を無断で同窓会のホームページや電子掲示板に転載すること
- (2) 書籍、雑誌、新聞などの記事や写真を無断で転載すること
- (3) テレビやビデオから取り込んだ画像やデータを無断で掲載すること
- (4) 芸能人や著名人の写真、キャラクターの画像データを無断で掲載すること
- (5) 他人が作成したソフトウェアやそれを改変したプログラムを無断で掲載すること
- (6) 音楽や歌詞又はCD等から取り込んだデータを無断で掲載すること
- (7) 他人の電子メールアドレスを無断で掲載すること

3. 違法・有害な情報への対応

違法或いは有害な情報で以下の内容のものはホームページに掲載できない。ホームページに掲載後、以下の内容に該当することが判明した場合には、会報委員会の判断で削除する。

- (1) 法令及び公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (2) 営利または商業宣伝を目的とするもの
- (3) 宗教、政党の利害に関するもの
- (4) 他の利用団体または第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害するもの
- (5) その他会報委員会が適当でないとするもの

第4条 リンクの取り扱い

1. リンクページ運営主体

リンクができるホームページの運営主体は、官公署、長生高校に関連する個人および団体、その他これらに準ずるもので、会報委員会が適切と認めたとものとする。

2. 登録等の申請

リンクの登録または変更、削除を希望する個人および団体は、以下の内容を明記し申請する。

- (1) 申請者の住所、氏名（法人の場合は法人名と代表者名）
- (2) リンクページの名称およびアドレス（URL）
- (3) リンクページの目的と内容
- (4) 管理責任者および担当者の連絡先

3. リンク申請の審査

前項の申請に伴う審査および登録は会報委員会が行うこととし、申請許可後であっても定期的にリンク先の変更やサイトの廃止によるリンク切れなどの確認を行う。

4. リンク登録の抹消

会報委員会はリンク登録した後に、その内容が本規定に違反することが判明した場合には、登録申請者に通知することなく当該リンク情報を削除することができる。リンクされたホームページが廃止されたとき、または会報委員会が不適切と判断したときも同様とする。

第5条 リンクによる以外の外部情報の取り扱い

ホームページに直接掲載を希望する情報については第4条に準じて、以下のように取り扱う。

1. 申請者

第4条の1項記載の個人または団体とする。

2. 情報の申請

自己の情報の掲載または削除を希望する個人および団体は、以下の内容を明記し申請する。

- (1) 申請者の住所、氏名（法人の場合は法人名と代表者名、担当者名と連絡先）
- (2) 情報とそのタイトル、掲載目的

3. 審査および管理

前項の申請に伴う審査および掲載登録は会報委員会が行う。会報委員会は当該情報をホームページに掲載した後、ホームページ管理運用規定細則（以下、細則という。）に別途定める期間が経過した場合、あるいはその内容が本規定に違反することが判明した場合には、掲載登録申請者に通知することなく当該情報を削除することができる。

第6条 その他

本規定および細則は平成28年2月19日の同窓会常任幹事会にて承認後同日から施行する。なお、本規定に疑義が生じた場合には会報委員会において検討し同窓会常任幹事会において決定する。

平成28年2月19日

千葉立長生高等学校同窓会会長

長生高校同窓会ホームページ管理運用規定 細則

千葉県立長生高等学校同窓会(以下、同窓会という。)は、同窓会ホームページ(以下、ホームページという。)の管理運用規定(以下、規定という。)に定めたホームページ管理運用の遂行に際して必要とされる事項を長生高校同窓会ホームページ管理運用規定細則(以下、本細則という。)として、以下のように定める。

1. 掲載情報

ホームページ掲載の対象となる情報は以下のものとする。

- (1)長生高校、長生高校同窓会に関連する情報
- (2)長生高校、長生高校同窓会に関連する個人および団体の情報
- (3)上記に準ずる個人および団体会報委員会が適切と認めたものの情報
- (4)公共性があり、会報委員会が同窓会活動に有益と認めた情報

2. 情報の更新

会報委員会はホームページの内容を四半期ごとに検討し、情報の更新、変更、削除について判断する。ホームページ管理者はその内容を業者に連絡し、更新を要請する。ただし、緊急を要する場合や特段の事情がある場合は、適宜、情報の更新を業者に要請することができる。業者は連絡を受けた場合、2週間以内に情報を更新し、ホームページ管理者は更新されたことを確認する。なお、業者が合理的な理由により期限内に作業ができない場合には、この限りではない。

3. 特定の情報の削除

掲載情報のうち、会合、行事などの案内は一定期間が経過するとその情報価値が失われるので、実施予定日から3ヶ月を経たら削除する。

4. 業者への支払い

同窓会事務局は、選定した業者にホームページの制作に対しては制作費を、更新等の維持管理に対しては維持管理費を別途定めた契約に従い支払う。なお、維持管理は年間契約とし、毎年三月末に更新する。

5. その他

本細則は規定と同時に施行し、その内容は会報委員会の権限で実情に応じて随時改訂することができる。

以上